

## 日本による植民地統治の原型：「新領土」台湾の統治

天理大学国際学部教授  
山本 和行 Kazuyuki Yamamoto

前回の論考では植民地研究の知見に基づき、「日本による植民地統治のアウトライン」について触れ、「本連載ではこうした日本における近代国家形成にあって形作られてきた植民地統治の枠組み」を意識して日本占領期の香港のありようを見ていくと述べた。この点を踏まえ、ここからはまず、日本の「植民地統治の枠組み」がどのように形成されていったのかを概観する。

これも前回の論考で触れたことではあるが、「近代国家日本の形成過程」は、「連続する領土拡張のプロセスと並行して展開した」と言えるものの、「近代国家日本の形成過程」において、法制度上、本国に適用される憲法および諸法令の外に特定の地域を位置づけ、統治上に大きな権限を持つ統治機構としての「総督府」を設置することで本国とは切り離した統治＝「植民地」統治を実施した地域は、1895年に日清戦争勝利の結果として日本が獲得した台湾がはじめてであった。ところが、日本による台湾領有は、日本がいわゆる「近代化」に乗り出してから30年にも満たない時点で生じた出来事であり、いわば「近代化」の途上にあった日本において、この時期に植民地統治をおこなうということ自体がそもそも十分に想定されていたわけではなかった。したがって、当時の日本には明確な植民地統治像があったとは言えず、台湾統治が進むなかで徐々にその枠組みが形成されていくこととなった。

たとえば、台湾領有から半年以上が過ぎた1896年1月、外務次官で内閣管下の台湾事務局委員であった原敬は、当時の首相で台湾事務局総裁でもあった伊藤博文に宛てて「台湾問題二案」と題した意見書を提出している。<sup>(1)</sup>このなかで原は、「台湾ニ関スル諸種ノ問題ヲ議スルニ先チ、第一ニ左ノ二案ヲ孰レニカ決定セザレンコトヲ希望ス」と述べて、以下の二案を提示している。

- 甲 台湾ヲ殖民地即チ「コロニー」ノ類ト看做スコト／  
乙 台湾ハ内地ト多少制度ヲ異ニスルモ之ヲ殖民地ノ類トハ看做サルコト

台湾領有から一定の時間が経過したこの時期に、台湾を植民地とみなすかどうかについての意見が出されているということ自体、当時の政府において明確な植民地統治像が「不在」であったことを示している。あわせて、原はこの二案に補足する形で台湾総督の権限と台湾の将来像について触れ、「甲案」については、「台湾総督ニ充分ノ職権ヲ授ケ、而シテ台湾ヲシテ成ルベク自治ノ域ニ達セシムル」とし、「乙案」については、「台湾総督ニハ相当ノ職権ヲ授クベシト雖ドモ、台湾ノ制度ハ成ルベク内地ニ近カラシメ遂ニ内地ト区別ナキニ至ラシムル」と述べている。

これを踏まえて、原は「本員ノ所見ヲ以テスレバ無論ニ乙案ヲ可トス」と、台湾を「殖民地ノ類トハ看做サル」案を支持している。したがって、本国において施行されている諸法令を将来的には台湾にもおおよすことを法律に定め、また、台湾総督の権限については「一時ノ便宜ヲ図リ台湾総督ニ与フルニ文武諸般ノ職権ヲ以テスルガ如キコトアラバ、国家遂ニ其弊ニ耐ヘザルニ至ルベシ」という警戒感を示し、行政上の責任者という枠にとどめることを提案している。

ただ、この提案と同時並行で進んでいた台湾統治をめぐる法制度の整備は、この原が示した方向性とは異なる形で進められた。1896年3月、政府から衆議院に提出された「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律案」は、以下のとおり、台湾総督に立法に関わる権限を与えている。

- 第一条 台湾総督ハ其ノ管轄区域内ニ法律ノ効力ヲ有スル命令ヲ発スルコトヲ得

この条文を含む法律案は、1890年に施行されたばかりの大日本帝国憲法との整合性を中心に、議会で議論百出することとなった。そのこと自体、政府・議会ともに、台湾を法制度上どのように位置づけるのかということについて定見があったわけではないことを示している。衆議院での議論の末、この法案は最終的には3年間の時限立法として可決され、貴族院の通過も経て、「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」として成立した。通称「六三法」と呼ばれることになるこの法律をめぐる議論の詳細には立ち入らないが、この六三法について、先行研究の指摘するところとして駒込武は、「台湾総督に法律の効力を持つ命令（「<sup>りつれい</sup>律令」と称された）を制定する権利を与え、台湾を法制度上の異域として位置づけるものだった（…）これにより、行政府の長である総督が立法権をあわせもち、しかも、立法過程に民意を反映させる回路を遮断した独裁的な統治体制が、法制的にも追認されることになった<sup>(2)</sup>」と述べている。この指摘を踏まえれば、六三法は先に挙げた「台湾問題二案」の「甲案」について原が補足していた「台湾総督ニ充分ノ職権ヲ授ケ、而シテ台湾ヲシテ成ルベク自治ノ域ニ達セシムル」という方向性に近いもの、いわば台湾を「殖民地」として位置づけることを主眼に置くものであったことが理解されよう。

この六三法の制定をもって、法制度上、台湾は本国とは切り離して個別に統治される方針が定められたと言えるが、六三法が時限立法だったこともあり、帝国議会では3年ごとの延長の機会を捉えて法律の妥当性がくりかえし議論されることとなった。しかも、議論がくりかえされるなかであって、政府は台湾を植民地とみなすかどうかということについてははっきりとした姿勢を打ち出すことはなく、台湾の位置づけは曖昧なままに推移していった。つまり、日本の植民地統治の枠組みは六三法制定以後も引き続き、多様な議論の展開を傍らに置きつつ、明確な方向性のないままに進む台湾統治のありようを既成事実として取り込みながら形成されていくことになる。そうした既成事実の積み重ねのうえに、台湾を植民地として統治することが明言されるようになるのは、台湾領有からおおむね10年が経過した1905年ごろのことである。

[註]

- (1) 伊藤博文編『台湾資料』（『秘書類纂』第18巻）、秘書類纂刊行会、1936年、33～35頁。  
(2) 駒込武『植民地帝国日本の文化統合』、岩波書店、1996年、33頁。